

「高速道路等沿道における屋外広告物対策に対する」に対する ご意見と県の考え方について

募集期間 平成29年1月19日～2月8日

募集結果 4件（18項目）

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
	【取組方針について】	
1	特例的に基準を満たすものの設置を認めるのであれば、今ある不法看板を撤去したのち、制度改正すべきではないか。	今回新たに策定する基準に適合することとなる広告物についてまで撤去を求めることは不経済であると考え、新基準の公布に併せて広告主等に是正を求め、それに従わない場合には是正命令等を行うこととしたものです。
2	インターネットが発達した現在、野立て商業広告は必要ないのでは。もっと街を綺麗にすることが、観光振興につながるのではないか。	屋外広告物法は「良好な景観形成、風致の維持並びに公衆に対する危害を防止する」ことを目的としています。必ずしも屋外広告物そのものが景観を害するものでなく、良好な景観形成等の観点から策定した広告物の設置基準を遵守していただくことが肝要であると考えます。
3	インターチェンジ付近300mの範囲の沿道は、高速道路等沿道と同様に商業広告の設置を禁止する禁止区域とすべきではないか。	インターチェンジ付近の広告物対策につきましては、今回の検討対象からは外しましたが、今後の検討課題であると認識しております。なお、ガイドラインP41にも同内容を記載しています。

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
	【設置基準(表示内容)について】	
4	<p>広告看板設置後、業績が上がったというクライアントの喜びの声をよく頂戴する。例えば、某スーパーの広告看板を上げたところ15%の売上が上がったという。すなわち、地域経済の活性化にも貢献しているということをご理解頂き、ご協力頂きたい。</p> <p>ガイドライン案の上では、観光地点や特産品と限られたようだが、肝心のスポンサー収入ということを考慮すると、資金があるところしか実際は案内看板を出せないのだから、決まった様式を守りさえすれば、一般の店舗や宿泊施設、飲食店であろうと観光客を呼び込みたいのであればそういった狭い決め事は一切必要ないのではないだろうか。</p> <p>目的はともかく観光客をいかに向かわせるか、たくさん向かってくれる場所は今ならどこかですかといったソフト面で縛ってほしい。寺社仏閣にディズニーランドやUSJのように観光客を呼び込めていますか。呼び寄せるポテンシャルがあるところを決めるのは、ジャンルではなく、お客さんのほうなので、行政側で人気・不人気を分別するのはナンセンスです。観光庁の観光地点に載っていないが、観光振興に寄与する、若しくは、既にそうになっている一般の店舗や名産品があるかもしれないのに、その状況をタイムリーに知り得ない行政が審査して、許可するまでどれだけの手順・手間がかかるのか、かけるのか、少しでも手続きはシンプル・スムーズに。とにかく「観光客を呼びたいから広告を出す」という原則に基づいて不要な条文は明記しないほうがよい。観光地の案内板こそ自治体が用意しなければならないもの。</p>	<p>高速道路等の沿道は、元来、商業用の野立て看板の設置が認められない地域となっていますが、今回は、観光客の利便性向上に資する一定の地点・施設を表示する広告物に限り、規格・デザイン等の基準を満たすことを前提にその設置を認めることとするものです。</p> <p>なお、一定の特産品やそれを取り扱う一定要件を満たす店舗等を表示する広告物については、その設置を認めることとしています。</p> <p>今回の取組みについては、本県の観光振興を一層推進するとともに、高速道路等の整備効果を最大化する観点から、観光入込客統計に基づく観光地点など一定の施設等を案内する広告物について設置を認めようとするものです。</p> <p>本基準によれば、テーマパークを案内する広告物の設置は可能であり、また、観光入込客統計に基づく観光地点に該当しないものであっても、施設の特异性や観光客の集客性等を踏まえ、設置を認め得ることとしております。</p> <p>また、広告物の設置に係る許可事務は市町村が行うこととなりますが、手続が円滑に進むよう、また、統一的な制度運用を確保するため、当面の間、県による事前協議を実施することとします。</p>

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
5	<p>高速道路沿道に設置を希望する広告主は現在、設置している広告主ぐらいであり、今回の基準により、更に設置可能な広告主が限定されることとなる。これにより県が懸念する乱雑はなくなると思われる。</p> <p>このため、県・市町村や公共的団体による案内板の設置が進むよう取り組まれない。</p>	<p>今回の取組みに基づき高速道路等の沿道に設置が認められる広告物の内容、規格、デザイン等につきましては、今後、広告主や広告業者等に対して周知・啓発してまいります。</p>
	<p>【設置基準(規格)】</p>	
6	<p>表示面を茶色ベースとすることについて、広告をされている企業からは「目立たないので看板の意味がない」と多数のご意見を聞くが、全国初の取り組みであること世界遺産等々の景観保全の観点から、高速道路沿いへの看板については、私個人の意見として致し方ないと思う。</p>	<p>ご指摘の基準は、本県の特性を踏まえ、景観色である茶色をベースに設定したものです。</p>
7	<p>看板の表示面積は、視認できる文字サイズ等から適切な大きさであるが、構造計算が必要となる高さ4mを越える看板の設置は、設置費用等から進まないと思われる。このため、高さ4m以下の看板の設置が進むよう、道路区域内の植栽の生長により設置看板が見えなくならないよう植栽管理をお願いできないか。</p>	<p>道路区域外の特定の工作物(広告物)の視認確保を目的として植栽を管理することは困難です。</p>
8	<p>新設4m以上の看板設置の際の、必要提出資料及び現場の構造確認や現場基礎、検査など、行政がどこまで管理できるかが重要になるので明確にされたい。</p>	<p>建築基準法では、高さ4mを越える工作物については、風圧力等による倒壊や飛散による影響が大きいとして、その構造安全性を構造計算や実験等により確認することが義務付けられています。</p> <p>なお、行政(市町村)としては、建築基準法に基づく建築確認済証及び工事検査済証等によりその安全性を確保することとなります。</p>
9	<p>設置広告物の相互間距離80mにおける緩和規定では、基準となる広告物に近接して広告物の設置が認められるのは、既存看板から7m以上離すことが条件であるが、地形等から困難な場合が多く、また、違反是正では、並立する看板のいずれかの撤去が必要となる等円滑な是正に支障をきたすことが考えられる。</p> <p>このため、近接する場合でも設置を認める基準を追加されたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、相互間距離が7m以下の場合であっても、表示面積の合計が30㎡以下であって、かつ、相互に統一感が図られている広告物については設置を認めることとします。</p>

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
10	表示面積について、景観誘導の研究資料等を踏まえれば、高速道路80km/h走行では、20㎡は小さいのではないかと。	ご指摘の基準は、道路標識等の規格に関する考え方に基づき設定したものです。その考え方は、ガイドライン参考資料P42、P43に記載していません。
11	<p>デザインや文字等についてあまりに規制が厳しく自由度を高めるべき。</p> <p>広告景観施策のあり方や建築物等を考えるとき人々の景観概念はそれぞれ違うのは当然のことながら屋外広告物の本来の機能を尊重しつつ表現の自由、営業の自由が損なわれることないようお願いしたいものです。</p>	<p>ご指摘の基準は、視認できない文字はかえって走行安全性を阻害する危険性があること等を考慮して設定したものです。</p> <p>和歌山県屋外広告物条例では、禁止地域と許可地域(3種類)に区分したうえで、それぞれの地域特性に応じた規制措置を講じています。今回の取組みは、禁止地域である高速道路等沿道に特例的に広告物の設置を認めるものであることから、きめ細かな規制としています。</p>
12	高速道路から見える看板について、景観だけ重視であれば一意的な統一デザインも悪くはないかもしれないが、実際問題、現場で見たときに色が統一されすぎていることによって逆にわかりづらくなっていくことはないかどうかをきちんと検証してほしい。もし、わかりづらい看板になった場合に、結果、主たるスポンサーが撤退してしまった場合、ほぼ山とトンネルしかない和歌山の高速道路を行き来する観光客は一概に「何もないところ」「活気がないところ」と普通に感じて通り過ぎていってしまわないでしょうか。新条例施行後に案内板だけになったとき、その名称そのものに観光客を呼び込めるインパクトがなくなったら、寂れた感と哀愁だけが漂う忘れ去られた街になる気がします。景観と地元企業の活性化はいったいどちらが優先されるべきなのでしょう。	<p>今回の基準につきましては、専門家の意見を聴きながら、良好な景観形成、視認性の確保等の観点に留意しつつ策定しました。</p> <p>なお、今回の取組みにつきましては、全国的にも例を見ない先導的な取組みであることから、本制度施行後の広告物の設置状況等を注視しつつ、観光客のニーズ並びに観光戦略などの公共目的の変化等を踏まえて、必要が生じた場合には、適時・適切に基準を見直していくこととします。</p>

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
	【既存広告物対策】	
13	違反是正方針における高さ4mを越える看板の建築基準法の安全性の確認について、緩和しないと既存の看板のほとんどが撤去するしかなくなる。高さ5mまで不要とするなどの配慮をすべき。	建築基準法では、高さ4mを越える工作物については、風圧力等による倒壊や飛散による影響が大きいとして、その構造安全性を構造計算や実験等により確認することが義務付けられています。これは、屋外広告物法の目的である「危害の防止」の観点からも遵守する必要があるものです。
14	現在高速道路に看板を設置されている広告主で、今後の許可基準で観光に間接的に寄与しているが設置が認められない広告主からの苦情による説明が必要と考えられますので、その広告主が納得して頂ける県からの資料等が必要になると思われます。	高速道路等の沿道に設置を認める広告物の基本的な考え方をガイドラインP7に記載し、その詳細をP14～P21に記載しております。 なお、ご指摘を踏まえ、広告主等に対するリーフレット等を作成します。
15	違法広告物の撤去には、それ相応の経費が掛かる。また、高速道路沿いの野立看板の現状に対して県は、これまでの指導監督の措置を怠ったことを認めており、県と業者の双方の責任がある。これらの理由から一定の看板撤去猶予期間(平成32年3月で3年間)と撤去費用の一部を県行政が負担すべき。	現存する違反広告物であっても、その安全性が確認されたものについては、最大3年間、新基準への適合を猶予することとしております。 なお、法令に違反している広告物である以上、その是正等に要する費用を行政が負担することはできません。

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
16	<p>新条例が施行されたあと、ガイドライン上のスケジュールでは3年をめどにすべて新条例に基づいた看板にするように記載されていますが、本当に実現できるのでしょうか。この計画は無理だと思います。なぜなら、「1ヶ所の看板を撤去し、新たに掲げるには少なくとも百万円以上の費用がかかる。景観政策の趣旨は分かるが、負担が大きい」という考えもあり、資金難ですすまないことも十分ありえますし、それが現実です。そんなものをたった3年でスムーズにすませることのできないと思います。甘すぎて現実とかけ離れています。そこに補助金などを出すか、強制撤去を実施するなら別ですが。</p> <p>とにかく景観をなによりも最優先ということが中心であれば、まず、勧告命令を早急に発動。これは、既に条例違反の違反広告物なので今すぐ発動しても何の問題もない。猶予は一切必要なし。命令に従わない場合は、行政代執行を発動して短期間で高速道路沿線の全違反屋外広告物を撤去。これに関し問題が発生した場合は、全て訴訟によって司法に判断を委ねる。その後週1回以上パトロールして、違反看板が設置されないように行政側が適切に動く。そうすれば不公平感はなくなるのでは。結果的に是正したのは一部だけとにならないようにしなければならない。</p> <p>そうならないためには、同じ条例に対して、あちらは大丈夫で、こちらのみNGという不公平な運用は絶対になさってはならない。例として一般店舗の無許可違反広告物はOKで、高速道路の無許可違反広告物はNG。これが成立するなら、不公平。</p>	<p>高速道路等沿道に設置されている広告物については、今後、是正指導を行い、それでも改善が見られない場合には、改善命令の発出や刑事告発を検討してまいります。</p> <p>なお、県屋外広告物条例では、3年ごとの許可更新制度を採用しており、適法に設置されている広告物であっても、基準が改正された場合には、許可更新に当たり改正後の基準に適合させる必要があります。</p> <p>今後とも、広告主等に屋外広告物法や県条例の周知徹底を図りつつ、制度の適切な運用に努めていきます。</p>

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
	【その他】	
17	<p>観光立県を目指す和歌山県をはじめとする関係市町村や公共的団体の観光地点や地域特産品の表示内容は大変興味深いものがある。全国に先駆けてデザインを全国に公募して8年に一度コンクールを行い最優秀賞・和歌山県をはじめ優秀賞・市町村、公共的団体数点を選び最優秀賞はアメリカ・カルフォルニア州の山あいにあるハリウッドの看板に匹敵する大看板(特例の看板の大きさ)を8年間、県費で設置し観光客の目を楽しませると共にデザイナーの登竜門に活用して話題や和歌山への集客を目指すのも一興である。</p> <p>和歌山で広く宣伝をしたい場合には、質素な感じを出してどこかでみたような光景を作り出すのではなく、ラスベガスのような華やかなロード＝高速道路沿線を目指すのもいいような気がします。だから、質素なもので統一するよりは、県が指定する第三者機関のデザイン部隊の厳正審査によって、よりデザイン性の高い、インパクトのある屋外広告物だけを高速道路や主要道路沿線に、設置していくのが和歌山カラーとして、和歌山を宣伝するのがよいのではないのでしょうか。</p>	<p>高速道路沿道の広告物を活用したブランド戦略については、今後の検討課題として認識しており、ガイドラインP41にもその旨を記載しております。</p>
18	<p>今後、一般道でも、新たに新設される道路や新設に類する改修された道路に於いては、公共的な案内・道標(推奨事例)以外、沿道における店の営業広告・宣伝類の看板は基本認めるべきではない。</p>	<p>世界遺産の周辺など景観上特に重要な地域の幹線道路については、高速道路沿道と同様に禁止地域として指定し、野立て看板等の商業広告の設置を禁止しております。</p>